監 督 指 導 事 例

事例1 (旅館業) 最も長い労働者で月270時間を超える違法な時間外労働を行わせていたほか、45時間分以上の残業代を支払わず、かつ、休憩時間がない実態も認められたもの

監督指導において把握した事実 と 監督署の指導

1 恒常的に月100時間前後、最も長い者で月約270時間の時間外労働が36協定(労使協定)の届出なく行われていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ②長時間労働の抑制について指導
- ③過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導
- 2 雇用契約書において残業代として月当たり45時間分の時間外労働時間に係る割増賃金を支払うこととしているが、タイムカード等の労働関係書類を確認したところ、45時間を超過する時間外労働時間に応じた割増賃金が全く支払われていなかった。また、これらの労働者について、労働時間数を把握していなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第37条(割増賃金)違反を是正勧告
- ②不払いとなっている割増賃金の支払いを指導
- ③労働時間の適正把握について指導
- 3 労働時間が8時間を超える場合に、少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に 与えていなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第34条(休憩時間)違反を是正勧告
- ②即時に是正するよう指導
- 4 衛生委員会を設置しておらず、長時間労働による健康障害防止対策について調査審議していなかった。

監督署の対応

- ①労働安全衛生法第18条(衛生委員会)違反を是正勧告
- ②メンタルヘルス対策も含め長時間にわたる労働による労働者の 健康障害防止を図るための対策の樹立について速やかに調査審 議を行い、必要な措置を講ずるよう、専用指導文書により指導

事例 2 (建設業)

最も長い労働者で月約280時間の違法な時間外労働を行わせていたにもかかわらず、割増賃金の支払額を抑えるため労働時間を改ざんしていたもの

監督指導において把握した事実 と 監督署の指導

1 会社は、労働時間を社内システムにより管理しており、実績を確認したところ、月当たりの時間外労働は36協定の上限である約80時間にほぼ統一されていた。不自然に感じた労働基準監督官がこの点を追求したところ、会社は改ざんを認め、別途作成している作業日報の存在を認めた。これにより、上限時間を大幅に上回る労働時間の実績が確認され、最も長い者で月約280時間の時間外労働が行われていたことが判明した。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ②長時間労働の抑制、労働時間の適正把握について指導
- ③過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導
- 2 時間外労働に対する割増賃金の支払いを抑えるため、労働時間を改ざんしていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第37条(割増賃金)違反を是正勧告
- ②不払いとなっている割増賃金の支払いを指導

事例 3 (測量業) 最も長い労働者で月200時間を超える違法な時間外労働を行わせており、 かつ、月100時間を超える時間外労働に対する割増賃金の支払いを行わ なかったもの

監督指導において把握した事実 と 監督署の指導

1 労働基準監督官がタイムカード等の労働関係書類を調査したところ、36協定の特別条項の上限時間である90時間を超え、最も長い者で月200時間を超える時間外労働が行われていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ②特別条項付き36協定の適正な運用について指導
- 2 会社は、始業・終業時刻をタイムカードにより把握し、時間外労働を労働者からの 残業申請により管理していると説明。調査の結果、タイムカードと残業申請の記録に 100時間を超える大幅な乖離があり、賃金不払残業も認められた。

監督署の対応

- ①労働基準法第37条(割増賃金)違反を是正勧告
- ②不払いとなっている割増賃金の支払いを指導
- ③労働時間の適正把握について指導
- 3 時間外・休日労働が月80時間を超える労働者に係る医師の面接指導等について、実績がなく、より積極的な運用が求められると判断された。

監督署の対応

過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

事例 4 (製造業)

正社員の多くを管理監督者として取り扱うことで割増賃金の支払いを行わず、かつ、最も長い労働者で月150時間を超える違法な時間外労働を 行わせていたもの

監督指導において把握した事実 と 監督署の指導

1 正社員のうち、各部門の長以下の専門職の労働者全てを、労働基準法第41条第2号に基づく管理監督者として取り扱い、時間外労働に係る割増賃金を支払っていなかったが、労働基準監督官が当該労働者の職務内容、責任と権限、勤務態様、賃金の処遇等を確認したところ、管理監督者とは認められなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第37条(割増賃金)違反を是正勧告
- ②管理監督者の範囲を見直し、必要な改善を図ることを指導
- 2 PCイントラネットによる労働時間記録等の労働関係書類を調査したところ、36協 定の特別条項の上限時間である月100時間を超え、最も長い者で月150時間を超える 時間外労働が行われていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ②過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

事例 5 (製造業)

6割以上の労働者に月100時間を超える違法な時間外労働(最も長い労働者の時間外労働は月180時間)を行わせていたもの

監督指導において把握した事実 と 監督署の指導

1 労働基準監督官が I Dカード等の労働関係書類を調査したところ、36協定の特別条項の上限時間である月約80時間を超え、労働者の6割以上の者に、月100時間を超える時間外労働が行われていた。

また、最も長い者で月180時間の時間外労働が行われていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ②特別条項付き36協定の適正な運用について指導
- 2 時間外・休日労働が月80時間を超える労働者に係る医師の面接指導等について、実績がなく、積極的な運用が求められると判断された。

監督署の対応

過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

事例 6 (情報処<u>理サービス業)</u>

長時間労働などを原因とする複数の労災請求(脳・心臓疾患を発症、精神障害による自殺)が、ほぼ同時期になされた後も、当該事業場において、被災労働者以外の労働者についても月100時間を超える違法な時間外労働を行わせていたもの

監督指導において把握した事実 と 監督署の指導

1 労働基準監督官が労働時間管理等の労働関係書類を調査したところ、36協定の特別 条項の特別延長時間である月100時間を超える時間外労働を月平均30名もの労働者に 行わせ、最も長い者で月200時間の時間外労働を行わせていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ②特別条項付き36協定の適正な運用及び長時間労働の抑制を指導
- ③過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導
- 2 事業場の20代の労働者の3年以内の離職率は、4割を超えていた。

事例 7 (協同組合) 最も長い労働者で月150時間を超える違法な時間外労働を行わせていた にもかかわらず、休憩時間を多く取得していたこととして、適正な金額 の割増賃金を支払わなかったもの

監督指導において把握した事実 と 監督署の指導

1 労働基準監督官が、出勤簿、超勤命令簿等の労働関係書類を調査したところ、時間 外労働時間数に乖離が生じており、休憩時間を多く取得したこととして時間外労働時 間数を抑制していたことが認められた。

監督署の対応

- ①労働基準法第37条(割増賃金)違反を是正勧告
- ②労働時間の適正な把握と賃金不払残業解消のための具体的な対策を講じるよう指導
- 2 36協定の上限時間である月45時間を超え、最も長い者で月150時間を超える時間外労働が行われていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ②過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導
- 3 衛生委員会を開催しておらず、長時間労働による健康障害防止対策について調査審 議していなかった。

監督署の対応

- ①労働安全衛生法第18条(衛生委員会)違反を勧告
- ②メンタルヘルス対策も含め長時間にわたる労働による労働者の 健康障害防止を図るための対策の樹立について速やかに調査審議を行い、必要な措置を講ずるよう、専用指導文書により指導

事例 8 (旅館業)

長時間労働などを原因とする労災請求(脳・心臓疾患を発症)があった 事業場において、被災労働者以外の労働者についても月150時間を超え る違法な時間外労働を行わせ、かつ、深夜業に従事する場合の健康診断 を実施していないもの

監督指導において把握した事実 と 監督署の指導

1 労働基準監督官が労災申請を行った労働者以外の労働者についても、賃金台帳等の 労働関係書類を調査したところ、36協定で定める月の上限時間を100時間以上超える 月150時間の時間外労働が行われていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ②過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導
- 2 衛生委員会を開催しておらず、長時間労働による健康障害防止対策について調査審 議していなかった。

監督署の対応

- ①労働安全衛生法第18条(衛生委員会)違反を是正勧告
- ②メンタルヘルス対策も含め長時間にわたる労働による労働者の 健康障害防止を図るための対策の樹立について速やかに調査審 議を行い、必要な措置を講ずるよう、専用指導文書により指導
- 3 常時深夜時間帯(午後10時から午前5時)に就労する労働者に対し、6か月以内に1 回定期に健康診断を実施していなかった。

監督署の対応

労働安全衛生法第66条(健康診断)違反を是正勧告

4 20代の労働者の3年以内の離職率がほぼ100%であった。

事例 9 (道路貨物運送業)

長時間労働などを原因とする労災請求(精神障害による自殺)があった事業場において、被災労働者以外の労働者についても月 100時間を超える違法な時間外労働を行わせ、かつ、長時間労働者に対する医師による面接指導を実施していなかったもの

監督指導において把握した事実 と 監督署の指導

1 労働基準監督官がタイムカード等の労働関係書類を確認したところ、労災申請が なされた被災労働者以外の労働者についても、月100時間を超える時間外労働が行わ れていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ②過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導
- 2 時間外労働に対する割増賃金の一部が不足しており、また、深夜労働に対する割増 賃金が支払われていなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第37条(割増賃金)違反を是正勧告
- ②不払いとなっている割増賃金の支払いを指導
- 3 長時間労働の者に対する医師による面接指導が実施されておらず、また、長時間労働について、衛生委員会において調査審議することが求められると判断された。

監督署の対応

- ①労働安全衛生法第66条の8 (面接指導等) 違反を是正勧告
- ②メンタルヘルス対策も含め長時間にわたる労働による労働者の 健康障害防止を図るための対策の樹立について速やかに調査審 議を行い、必要な措置を講ずるよう、専用指導文書により指導

事例10 (建設業)

長時間労働などを原因とする労災請求(脳・心臓疾患を発症し意識不明)があった事業場において、被災労働者以外の労働者についても月約170時間の違法な時間外労働を行わせており、かつ、長時間労働の者に対する医師による面接指導制度はあるものの実績がないもの

監督指導において把握した事実 と 監督署の指導

1 労働基準監督官が労災申請がなされた被災労働者以外の労働者についても、労働時間管理等に関する労働関係書類等を調査したところ、36協定で定める月の上限時間を100時間以上超える月約170時間の時間外労働が行われていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を勧告
- ②過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導
- 2 時間外・休日労働が月80時間を超える労働者に係る医師の面接指導等について、実績が無く、より積極的な運用が求められると判断された。

監督署の対応

過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導